（月額課金型ライセンス版）

QualityForward サービス仕様

1. サービスの提供者

QualityForward（以下「本サービス」といいます）は 株式会社ベリサーブ（以下「当社」といいます）が提供します。

2. サービスの対象、内容、範囲

本サービスはソフトウェアテストのテスト実施工程にまつわる管理を省力化するためのさまざまな機能をウェブサイト上で提供します。

3. 価格体系

本サービスは以下の価格体系によって提供されます。

■標準価格

プラン名	チーム 5	チーム 10	チーム 15	チーム	プロダクト	ディビジョン	エンタープライズ
ﾕｰｻﾞｰ ID 数	～5ID	～10ID	～15ID	～25ID	～60ID	～100ID	100ID を超える
累積 テスト結果数	120,000	240,000	360,000	600,000	1,800,000	4,500,000	4,500,000 を超える
月額費用（税抜）	20,000 円	40,000 円	60,000 円	80,000 円	160,000 円	240,000 円	別途

■オプションサービス　Extra-Large　Option

25 列単位追加 5,000 円/月（税抜）

4. サービスの開始

本サービスは注文書に記載の利用者テナントにおける管理者メールアドレスに対し、テナント管理権限を付与し、それをメールで通知することで開始されます。サービス開始以降、利用者テナントにおけるユーザー管理はお客さまにて行っていただきます。

5. ご請求について

1. 当月の請求額は、月末日 12:00 時点でのご利用量データに基づいて算出させていただきます。
2. 当該期間中、最大の実利用量が下位のプランで許容できる場合、ご請求のベースとなるプランは自動的にダウングレードされます。
3. 解約月におけるご請求はご指定の解約日が月の途中であっても 1 カ月分となります。

6. ご利用環境

本サービスは以下のブラウザーでのご利用をサポートしております。

Google Chrome　最新版

Microsoft Edge　最新版

また、ご利用時の PC は以下のスペックを満たすものをご準備ください。

CPU：Corei5(4 コア) 以上　メモリ：8GB 以上

推奨スペックを下回る場合、数万テストケースの表示、編集等で、パフォーマンスを発揮できない場合がございます。

7. バックアップ運用管理仕様

データベースは 24 時間毎に 1 回バックアップを実施します。

障害発生時、過去最大 24 時間以内のデータまでを復旧いたします。

システムについては最新バージョンのみをバックアップ保管いたします。

アプリケーション、Ｗｅｂサーバーのアクセスログもバックアップ実施いたします。

（ログは 2 年間分を保有いたします。）

8. サポート

サポートは以下の窓口、時間帯にて承ります。

サポート窓口：　qf_support@veriserve.co.jp

※月曜日から金曜日（祝祭休日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）を除く）

午前 9:00～11:50 および午後 12:50～17:30 まで

※メールでのご質問は原則 2 営業日以内に一次回答をお戻しいたします

本サポートの円滑な提供のため、当社の本社オフィスのみ、IP アドレス制限オプションの影響を受けないものとさせていただきます。

9. 契約終了後

契約期間終了の翌日に、システムへのアクセス権限を喪失し、データが削除されます。

10. API 利用制限について

本サービスでは、REST API がご利用いただけます。API 経由でのリクエストについて、1 日約 3000 リクエスト、月間（30 日間）で、 約 10 万リクエストまで、かつ、同一 API キーからは 1 秒当たり 1 リクエストの制限の中で ご利用をいただくよう、お願い申し上げます。

制限を超えるリクエストが確認された場合、API のご利用を制限させていただく場合がご

ざいます。

リクエスト数はお客さま開発のプログラムのつくりに大きく依存いたしますため、恐れながら、月間リクエスト数のお見積りはお客さまご自身にてお願いいたします。

※目安として 1 日 1 時間、1 秒に 1 回のリクエストで 3600 リクエスト、平日 22 日間実行されたとすると、月間 79200 リクエストとなります。

11. スクレイピングの禁止

本サービスに対し、プログラム等を用いてサービス表示内容を解析し、データを取得し利用する行為（いわゆるスクレイピング）はサーバーへ多大な負荷を強いるため、禁止とさせていただきます。

（月額課金型ライセンス版）

QualityForward利用約款

本約款は、株式会社ベリサーブ（以下「当社」といいます）が、ウェブサイト上で提供するQualityForward（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるもので、当社は、利用者に対して本サービス契約（以下「本サービス契約」といいます）に定める契約条件に基づき本サービスを提供します。

第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、次の通りとします。
   (1) ソフトウェアテストの設計、実装、実施、報告工程作業のサポート
   (2) 前述の作業を包括する管理作業の効率化
2. 当社は、本サービスに使用するツールは、常に最適なサービスを提供するため、当社の裁量の下、予告なくサービス仕様を変更する場合があることを利用者は承諾するものとします。

第2条（本サービスの利用）

利用者は、本サービスを利用するに当たっては、当社が別に定めるコンピューター端末、サーバー設備、通信設備、通信回線その他のコンピューター環境を用意し、当社が提供する本サービスを構成するコンピューター設備に接続することにより、ネットワーク経由により利用するものとします。

第3条（提供区域）

当社は、特に定める場合を除き、本サービスを日本国内に限り提供するものとします。

第4条（善管注意義務）

当社は、本サービス契約に基づき善良なる管理者の注意をもって誠実に契約を履行し、本サービスを遂行します。

第5条（契約の締結等）

1. 本サービス契約は、利用者が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用者は、本サービス契約の内容を承諾のうえ、申し込みを行うものとし、利用者が申し込みを行った時点で、当社は、利用者が本サービス契約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用者は、当社所定の申込書に、本サービスの利用開始希望日および利用を希望する本サービスを記入後記名押印し、当社に提出するものとします。また、当社は承諾の通知とともに、本サービスの利用開始日を通知するものとします。
3. 利用者は、前項の申し込み事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の書申込書に、変更内容を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。
4. 当社は、利用者の申し込み申請に次の事由があると判断した場合、利用者の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

(1)　利用者が虚偽の事実を申告したとき
(2)　申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払いを怠るおそれがあるとき
(3)　本サービスの提供が技術上困難なとき
(4)　申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
(5)　当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき

5. 本サービス契約は、契約成立日における利用者および当社間の合意を規定するものであり、本サービス契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料等が本サービス契約の内容と相違する場合は、本サービス契約の内容が優先されるものとします。
6. 本サービス契約に記載されている内容は、本サービス契約に関する合意事項の全てであり、利用者および当社は、本サービス契約および本サービスに関し、互いに本サービス契約で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。

第6条（本サービス期間）

1. 本サービスの開始日は、申込書記載のとおりとします。また、ご利用満了予定日の 45 日前までに書面による通知がない限り、同条件にて延長するものとし、以後も同様とします。ただし、利用期間が1カ月で満了する場合は、申込書の特記事項にその旨を記載し、その記載がない限り、同条件にて延長するものとします。
2. 利用者は、当社に対し 45 日前までに書面による事前通知をなすことにより、本サービス契約を解約することができるものとします。ただし、1 カ月に満たないサービス利用がある場合は、日割計算はしないものとし、1 カ月分のサービス料金相当額を支払うものとします。

第7条（料金および費用と支払い方法）

1. 本サービスの利用料金は、申込書記載の通りとします。
2. 前項の料金について、本サービス契約内容の変更、物価および市場環境の変化ならびに公租公課の変更等により料金および費用の改定を必要と当社が判断した場合には、当社は改定後の利用料金を事前に利用者に連絡の上、改定できるものとします。
3. 利用者は、申込書記載の本サービスの料金を当社の発行する請求書に従い、申込書記載の通り当社に支払うものとします。
4. 前項の消費税は外税とし、利用者は消費税相当額を加算して当社に支払うものとします。
5. 利用者は、前各項の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から支払期日の前日までの日数について年率 14.6%の割合で計算して得た金額を遅延利息として当社に支払うものとします。
6. 支払時の金融機関の手数料等は、利用者の負担とします。

第8条（連絡担当者）

1. 利用者は、当社が本サービスを提供するに当たり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に当たり当社との連絡担当者を定め、当社に通知するものとします。当社は、本サービスに関する通知・連絡等は、当該連絡担当者に対して行うものとします。また、利用者は連絡担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の

連絡担当者に関する情報を通知するものとします。

第 9 条（本サービスに関する問い合わせ）

当社は、本サービスに関する問い合わせ等（操作方法、不具合等）を、連絡担当者から受け付けるものとします。問い合わせ方法および時間は「QualityForward サービス仕様」の記載の通りとします。なお、緊急による場合は、この限りではないものとします。

第 10 条（本サービスの維持、管理等）

1. 利用者は、本サービスの利用に当たって、当社が発行したアカウントおよびパスワードならびにサーバー設備、通信設備、通信回線その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等については、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩しまたは推知されたことにより生じた結果を含みます）に対して全責任を負うものとし、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 利用者のアカウントが不正に使用されていることに気付づいた場合は、直ちに当社に通知するものとします。

第 11 条（利用者データのバックアップ）

利用者は、本サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、利用者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。本サービスにおける基本のバックアップ運用ならびに管理につきましては、「QualityForward サービス仕様」7 項の内容にて実施するものとします。

第 12 条(利用者データに対する責任)

1. 当社が本サービス契約に定める範囲内で本サービスを提供している限りにおいて、本サービスにおいて利用者が自らまたは利用者の顧客のためにサーバー等に保存し利用する利用者のデータ（以下「利用者データ」といいます）が破損、使用不能または漏洩した場合、当社は利用者または利用者の顧客を含む第三者に対し一切の責を負わないものとします。
2. 利用者データが個人情報を含む場合または含む可能性がある場合は、利用者は、利用者データが個人情報を含むまたは含む可能性があることを事前に当社に対し書面をもって通知しなければならないものとします。なお、当該通知がない場合、当社は利用者データに個人情報が存在しないものとして取り扱うことができるものとします。
3. 当社は、通信回線を介して伝送中に生じた送信エラー、利用者データの変化および利用者データの保全については責任を負わないものとします。

第 13 条（本サービスの終了の利用者データ）

1. 本サービス期間の満了、第 6 条第 2 項に基づく中途解約または第 23 条第 3 項および第 25 条に基づく解除により本サービスが終了した場合、本サービス利用において使用した利用者データを、利用者の責任において削除するものとします。なお、本サービスが終了した後においては、終了前に当社サービス環境に登録・保存されたデータを、参照・閲

覧・操作・取得等することができないものとします。

2. 利用者が前項の期間内に利用者データを削除しなかった場合、当社は、利用者データを維持する義務を負わず、自らこれを削除できるものとします。この場合、当社は利用者に対して、利用者データ削除費用について請求することができるものとします。

第 14 条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合によりやむを得ず本サービスの内容を廃止することができるものとします。その際は、廃止する 1 カ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。

第 15 条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号の場合、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。なお、当社が本サービをを停止する時には、当社は事前に利用者に対し、その日時および停止する本サービスの内容を通知しなければならないものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではないものとします。
   (1) 当社が定期的な保守を行う場合。
   (2) 本サービス用設備もしくは当社の利用するインターネット接続業者その他電気通信設備事業者の設備などの定期的な保守または工事作業等を行う場合。
2. 次の各号に定める不可抗力によって本サービスの全部または一部を停止することができるものとし、当該停止により利用者に生じた損害について当社が免責されることにつき、利用者はこれを承諾するものとします。
   (1) 当社の責に帰さない火災および停電
   (2) 地震、洪水、津波、噴火などの天変地異
   (3) 戦争、騒乱、暴動、革命、労働争議などの人的妨害
   (4) 電気通信事業者の事由による本サービス用の通信回線の利用不能
   (5) その他前 4 号に準じる不可抗力
3. 当社は、利用者に次の各号の事由が生じたときは、本サービスの全部または一部を停止することができるものとし、当該停止により利用者に生じた損害について当社が免責されることにつき、利用者はこれを承諾するものとします。
   (1) 利用者が第 7 条の本サービス料金の支払いを遅滞し当社の催告にかかわらず延滞が解消されないとき
   (2) 利用者が本サービス契約の各条項に違背したとき
   (3) 前 2 号のほか、利用者の責めに帰すべき事由により当社の業務に著しい支障をきたし、またはそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき
4. 当社は、本条第 2 項に定める不可抗力等によって本サービスを提供することが困難となった場合、利用者に対し本サービス提供方法の暫定的な変更および申込書の内容の変更を行うことができるものとします。

第 16 条（セキュリティ）

1. 当社は、本サービスの提供環境の安全を確保するために、本サービスの提供環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。ただし、当社は、本サービスの提供環境への不正なアクセスまたはクラウドサービスの不正な利用を完全に防止すること

を何ら保証するものではありません。

2. 利用者は、コンピューター上で動作するソフトウェア（本サービスの一部として提供されるものを含む）には、セキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、利用者の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置を取るものとします。
3. コンピューター上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在するセキュリティ脆弱性に起因して利用者または第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任も負わないものとします。

第 17 条（免責事項）

1. 当社は、電気通信回線またはシステム機器の瑕疵または障害、電気通信回線の途絶、不通、混雑により利用者に生じた障害について一切責任を負わないものとします。本条でいう電気通信回線またはシステム機器とは、当社のハードウェア、ソフトウェアおよびそれぞれを結ぶ電気通信回線の全てを含むものとします。
2. 前項の他、利用者システムの障害その他当社の責に帰すことができない損害等についても一切責任を負わないものとします。

第 18 条（本サービスの提供にかかる著作権等）

1. 当社より本サービス中に利用者に提供される資料、その他同種業務に共通して利用されるデータ、書式、ノウハウに関する権利は、当社または第三者に留保されるものとし、利用者は、当社または第三者が権利を有する資料、データ、書式、ノウハウについては、利用者の法人内で利用および使用する権利を有するものとします。
2. 利用者は、当社が別途その利用および使用に関して定めない限り、当社が本サービスで提供するソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等することはできないものとします。

第 19 条（機密保持および個人情報）

1. 利用者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により機密である旨指定して開示した情報、または口頭により機密である旨を示して開示した情報で開示後 30 日以内に書面により内容を特定した情報を機密情報と定めるものとします。
2. 利用者および当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の規定に拘束されないものとします。
   (1) 相手方から開示を受けた時、開示を受けた利用者または当社が既に所有していた情報
   (2) 相手方から開示を受けた時、既に公知であった情報、もしくはその後開示を受けた利用者または当社の責に帰さない事由により公知となった情報
   (3) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた利用者または当社が合法的に第三者から取得した情報
3. 利用者および当社は、機密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとし、そ

のために必要な措置を講じるものとします。ただし、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができるものとします。なお、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

4. 利用者および当社は、機密情報について、本サービス契約の目的の範囲でのみ使用し、本サービス契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 利用者および当社は、機密情報のうち原本が返還可能なものおよび複製物の一切を相手方からの返還請求がなされた場合、すみやかに返還するものとします。返還不能なものについては、相手方の承諾を得て破棄処分を行い、破棄処分証明書等を相手方に提出するものとし、その後一切の機密情報を保持しないものとします。
6. 利用者および当社は、本サービス契約の履行に伴い取り扱う個人情報（JISQ15001 に定めるものをいいます）を本サービス契約の契約期間のみならず、その期間満了後においても第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、当該個人本人の承諾を得た場合、または法令に定める場合を除くものとします。

第 20 条（本サービス分析）

1. 当社は、本サービスのパフォーマンス、運用およびその使用に関連する統計およびその他情報を蓄積し、また、本サービス環境からのデータを統合的な形式で、セキュリティ管理および運用管理、統計分析の作成ならびに研究開発（以下「本サービス分析」といいます）の目的のために使用することができるものとします。
2. 当社は、本サービス分析の結果を公表することができるものとします。ただし、本サービス分析は、利用者または個人が特定できる形式で、利用者のコンテンツまたは機密情報、個人情報が組み込まれることはありません。
3. 本サービス分析に関する一切の知的財産権は、当社が保有するものとします。

第 21 条（再委託）

1. 当社は、本サービス契約に基づき提供する本サービスに関する業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った業務の結果については、当社が責任を負うものとします。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本サービス契約に基づく権利および義務の全部または一部を相手方の事前の承諾を書面で得ることなく、第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、各々が行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
   (1) 自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団お

よびその関係団体その他の反社会的団体または勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと

(2) 自らが反社会的勢力でなかったこと

(3) 反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと

(4) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと

(5) 反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、およびこれらに準ずる行為を行わないこと

(6) 役員および従業員が反社会的勢力の構成員でないこと

2. 利用者および当社は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方へその事実を報告するものとします。

3. 利用者および当社は、相手方が前2項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに利用者当社間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとします。

4. 利用者および当社は、前項に基づき利用者当社間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方へ請求できるものとします。

第24条（期限の利益の喪失）

利用者に次の各号にいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者は、当社に対する債務の支払いについて、ただちに期限の利益を失い、その債務金額の支払いを行うものとします。

(1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合、もしくは租税公課を滞納して保全差押を受けた場合

(2) 営業を休止または廃止した場合

(3) 支払いを停止した場合、または振出もしくは引き受けた手形もしくは小切手が、不渡り処分を受けた場合

(4) 取締役会もしくは代表取締役が、事業の全部または一部を譲渡もしくは譲受を決定もしくは承認した場合

(5) 取締役会もしくは代表取締役が、解散を決定もしくは承認した場合

(6) 本サービス契約第25条第2項に基づき本サービス契約を解除された場合

第25条（解除）

1. 利用者および当社は、各々相手方が本サービス契約第24条第1項第1号から第5号のいずれかに該当した場合、別段の催告を要せずに書面による通知をもって、本サービス契約を解除することができるものとします。

2. 利用者および当社は、相手方が本サービス契約に基づく義務を履行せず、相当期間を定めて書面による催告をした後もこれを履行しない場合は、本サービス契約を解除することができるものとします。

第26条（損害賠償）

1. 当社は、本サービス契約で特別に定める場合を除き、利用者への本サービスの提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能および効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づき利用者に提供される機器および設備の正常な稼働、本サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません）も行わないものとします。
2. 本サービスを利用者が利用できない場合など当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、本サービスまたは本サービス契約に関して、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が本サービス契約に違反したことが直接の原因で、利用者に現実に生じた通常の損害に限定され、損害賠償の額は第7条記載の本サービスの月額料金の1カ月分を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第 27 条（余後効）

本サービスの期間満了、中途解約後または解除後においても、第 19 条（機密保持および個人情報）、第 20 条（本サービス分析）、第 26 条（損害賠償）、第 27 条（余後効）、第 28 条（準拠法）および第 29 条（協議）の規定は、なお有効に存続するものとします。

第 28 条（準拠法）

本サービス契約の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 29 条（協議）

1. 本サービス契約の履行に関し、利用者当社間に疑義が生じた場合、利用者および当社は、法令の規定ならびに一般慣行に従うほか、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。
2. 前項の協議を行っても、なお解決できず訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 30 条（本約款条項の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約の全部または一部を変更することができ、当該変更を当社が適切と考える手段によって、随時契約者に告知するものとします。すでに提供している本サービスにも変更後の本約款が適用されるものとします。
   (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
   (2) 本約款の変更が、本サービス契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項に基づく本約款の変更は、契約者に対するメール、本ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法により、契約者に対し、本約款を変更すること、変更後の本約款の内容

およびその効力発生時期を事前に通知します。本約款の変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合は当該変更を承諾したものとします。

3. 前項の定めは、変更後の本約款について契約者から個別に同意を得た場合には適用されないものとします。
4. 契約者は、本サービス利用の際、随時最新の利用約款を確認するものとします。

以上